平成２２年（フ）第１６号
和歌山県新宮市野田４番３号　イワモトハウスＡ号
破産者　山中　一史
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第７３２号
茨城県水戸市元吉田町895番地
破産者　医療法人社団せいあい会
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２２号
茨城県那珂市菅谷3706番地の６
破産者　株式会社高島屋ギフトセンター
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４３３号
千葉県八街市榎戸923番地18　トストヴィラ205
破産者　越川　忠夫
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３号
千葉県富里市七栄646番地688　レジデンス京央Ⅰ―203
破産者　小宮　賢二
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第６６６号
石川県白山市美川浜町ヲ245番地
破産者　美川集成加工株式会社
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
静岡県富士市吉原３丁目８番３号
破産者　株式会社マイトラベル
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１９８号
三重県津市久居持川町2244番地２　レオパレスインサイド津103、破産手続開始決定時住所三重県四日市市広永町1351―１　レオパレスグローリー103
破産者　火狭　雄二
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
堺市美原区太井161―３
破産者　株式会社和晃通商
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
兵庫県姫路市南今宿２番39号
破産者　株式会社晴山荘
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０号
岡山市東区瀬戸町瀬戸155番地
破産者　横山　直樹
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５号
埼玉県熊谷市宮町２丁目97番地
破産者　ファインシステム株式会社
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２０１号
広島県江田島市江田島町小用３丁目12番９号
破産者　有限会社松田土建
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２０年（フ）第２０５号
広島県三原市明神１丁目12番16号
破産者　有限会社梅崎電工
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
大分市大字森町字花ノ木通508番地の１
破産者　有限会社きもののたかしまや
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７９０号
大分市大字常行133番地の４
破産者　有限会社廣戸塗装店
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１４３２号
埼玉県和光市新倉２丁目19番45―704号　リーベスト和光Ⅱ
破産者　高橋　秀弥
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
さいたま市南区関２丁目５番11号
破産者　作田　龍夫
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９６号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字馬三味112番地、開始決定時の住所名古屋市中村区椿町22―15　中根ビル305
破産者　墨　　健一
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６６号
愛知県弥富市平島町西勘助54番地１　セリエＢ―201
破産者　品田喜美夫
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４３号
名古屋市緑区鳴海町字丸内21番地の２　サーラ鳴海202号
破産者　田邊くみ子
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部